



群馬労働局の取組 トピックス

(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理特集)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。（027-896-4739）

① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について ～令和5年3月31日まで延長～

【母性健康管理措置とは】

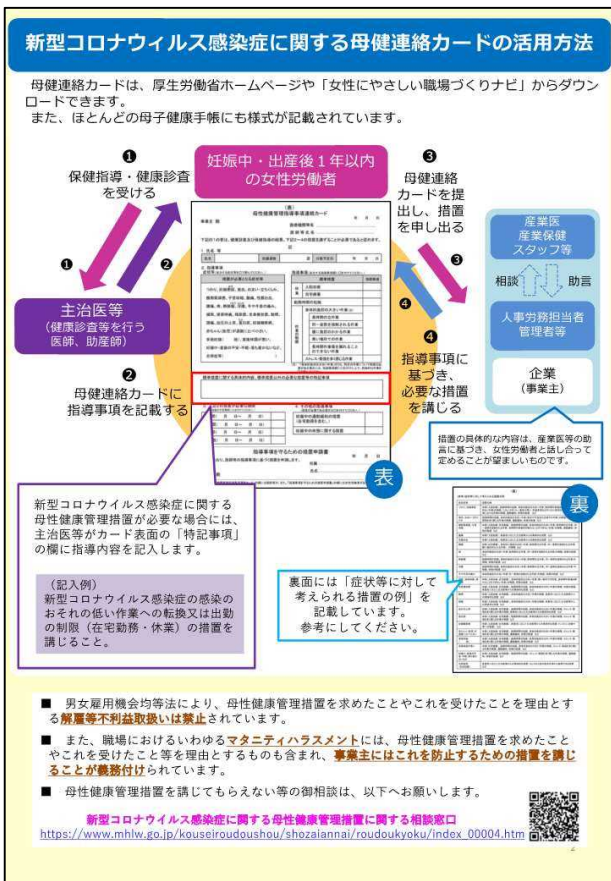
●男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

【新型コロナウイルス感染症に関する措置について】

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
- 本措置の対象期間は、**令和2年5月7日～令和5年3月31日**です。

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

【新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理指導事項連絡カードの活用方法】



(表)

母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 殿 年 月 日

医療機関等名 _____
医師等氏名 _____

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

1. 氏名等

氏名	妊娠週数	週	分娩予定日	年	月	日

2. 指導事項

症状等(該当する症状等を○で囲んでください。)

措置が必要となる症状等

つわり、妊娠悪阻、貧血、めまい・立ちくらみ、
腹部緊満感、子宮収縮、腹痛、生殖器出血、
腰痛、痔、静脈瘤、浮腫、手や手指の痛み、
頻尿、排尿時痛、残尿感、全身倦怠感、動悸、
頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊娠糖尿病、
赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい、
多胎妊娠(胎)、産後体調が悪い、
妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、
合併症等()

指導事項(該当する指導事項欄に○を付けてください。)

標準措置	指導事項
入院加療	
休業	
自宅療養	
勤務時間の短縮	
身体的負担の大きい作業(注)	
長時間の立作業	
同一姿勢を強制される作業	
腰に負担のかかる作業	
寒い場所での作業	
長時間作業場を離れることのできない作業	
ストレス・緊張を多く感じる作業	

(注)「身体的負担の大きい作業」のうち、特定の作業について制限の必要がある場合には、指導事項欄に○を付けた上で、具体的な作業を○で囲んでください。

標準措置に関する具体的な内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項

3. 上記2の措置が必要な期間(妊娠の予定期間に○を付けてください。)

1週間(月 日～月 日)	2週間(月 日～月 日)	4週間(月 日～月 日)	その他(月 日～月 日)

4. その他の指導事項(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通動緩和の措置(在宅勤務を含む。)	妊娠中の休憩に関する措置

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。 年 月 日

事業主 殿 所属 _____
氏名 _____

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

(裏)

(参考)症状等に対して考えられる措置の例

症状名等	措置の例
つわり、妊娠悪阻	休業(入院加療)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、においがきつい・換気が悪い・高温多湿などのつわり症状を増悪させる環境における作業の制限、通動緩和、休憩の配慮 など
貧血、めまい・立ちくらみ	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(高所や不安定な足場での作業)の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通動緩和、休憩の配慮 など
腹部緊満感、子宮収縮	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、通動緩和、休憩の配慮 など
腰痛	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
生殖器出血	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業(自宅療養)、身体的に負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、腰に負担のかかる作業)の制限 など
痔	身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
静脈瘤	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
浮腫	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
手や手指の痛み	身体的負担の大きい作業(同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
頻尿、排尿時痛、残尿感	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業(寒い場所での作業、長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、休憩の配慮 など
全身倦怠感	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、休憩の配慮、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
動悸	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
血圧の上昇	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
蛋白尿	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限 など
妊娠糖尿病	休業(入院加療・自宅療養)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置(インスリン治療中等への配慮) など
赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通動緩和、休憩の配慮 など
多胎妊娠(胎)	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通動緩和、休憩の配慮 など
産後体調が悪い	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通動緩和、休憩の配慮 など
妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通動緩和、休憩の配慮 など
合併症等(自由記載)	疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置、もしくは上記の症状名等から参照できる措置 など

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への
配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



② 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の助成金があります！

●新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

【助成金の主な対象】

- ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、
- ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させたこと。

※①～③以外にも要件があります。

【助成内容】

1 事業場につき 1 回限り **15 万円**

【申請期間】

対象労働者の有給休暇の延べ日数が**合計5日に達した日の翌日から令和5年5月31日**まで

事業主の皆さまへ **令和4年度版**

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金のご案内

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

助成金の対象 ※詳細は画面をご参照ください

- ①～④全ての条件を満たした事業主が対象です。
- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 令和3年4月1日から**令和5年3月31日**までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させたこと、
- ④ この助成金の申請までに、対象となる事業場において令和2年度の「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」を受給していない。また、令和3年度に新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金を受給していない。

助成内容

1 事業場につき 1 回限り **15 万円**

申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から**令和5年5月31日**まで ※事業所単位での申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支援要件の詳細は具体的な手続き、支給申請書のダウンロードはこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

※お問い合わせ・相談窓口（受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く）
都道府県労働局 雇用環境・均等室（※）に設置のこの助成金と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口まで相談・申請窓口URL: https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudouhou/shozaianna/roudoukyoku/index_00004.html

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	徳島	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	山形	023-624-8228	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	福山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	徳島	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	群馬	028-245-1550	岡山	086-224-7639	鹿児島	098-36-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-668-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等室（※）

対象となる労働者

■新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞
妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する必要十分なリスクが母体または胎児の健康維持に支障があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講ずることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から**令和5年3月31日**まで。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909800/000628247.pdf>

対象となる有給の休暇制度

■休暇制度の整備、既存の特別休暇の活用
この助成金の対象となる休暇制度を設けることが必要です。
既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。
※助成金の申請し、制度内容が分かるものを添付する必要がありますが、就業規則等でなくてもかまいません。
※常勤10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

■制度の周知方法
有給の特別休暇と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を、全ての労働者が知ることができるよう、適切な方法で周知を行うことが必要です。
（例）・事業所の掲示や内閣に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する ・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

■併給
令和4年度「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」との併給
対象労働者が雇用保険被保険者の場合、同一の対象労働者の同一の期間は、「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」と併給が可能です。
※併給は、両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）の要件を満たす必要があります。詳細は別リーフレット「（令和4年度版）新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」をご覧ください。

※さらに令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金（一般と雇用）を受給したことがある対象労働者は、この助成金との併給対象にできませんので、ご注意ください。

支給申請の流れ

令和2年5月7日 令和3年4月1日 対象労働者の有給休暇延べ日数が合計5日に達した日 令和5年3月31日 申請期間

①制度整備 ②社内周知 ③休暇付与

対象となる休暇取得期間

令和4年3月作成

②両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

【助成金の主な対象】

- 令和2年5月7日から令和5年3月31日までの期間で、①～③全ての条件を満たした事業主が対象です。
- ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
 - ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
 - ③当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主

【助成内容】

対象労働者1人当たり **28.5万円**

※ **1事業所あたり5人まで**

【申請期間】

対象労働者の有給休暇の延べ日数が**合計5日に達した日の翌日から令和5年5月31日**まで

令和4年度版

事業主の皆さまへ

両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）をご利用ください

助成金の対象 ※詳細は画面をご参照ください

- 令和2年5月7日から**令和5年3月31日**までの期間で、①～③全ての条件を満たした事業主が対象です。
- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主

助成内容

対象労働者1人当たり **28.5万円** ※1事業所あたり5人まで

申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から**令和5年5月31日**まで ※事業所単位での申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支援要件の詳細は具体的な手続き、支給申請書のダウンロードはこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

※お問い合わせ・相談窓口（受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く）
都道府県労働局 雇用環境・均等室（※）に設置のこの助成金と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口まで相談・申請窓口URL: https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudouhou/shozaianna/roudoukyoku/index_00004.html

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	徳島	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	山形	023-624-8228	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	福山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	徳島	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	群馬	028-245-1550	岡山	086-224-7639	鹿児島	098-36-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-668-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		

詳細にご確認ください。国や都道府県労働局から、助成金の額について電話等で確認することはありません。また、直近3年、口座番号やその他の個人情報等を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等室（※）

対象となる労働者

■新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）

＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞
妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する必要十分なリスクが母体または胎児の健康維持に支障があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講ずることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から**令和5年3月31日**まで。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909800/000628247.pdf>

対象となる有給の休暇制度

■休暇制度の整備、既存の特別休暇の活用
この助成金の対象となる休暇制度を設けることが必要です。
既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。
※助成金の申請し、制度内容が分かるものを添付する必要がありますが、就業規則等でなくてもかまいません。
※常勤10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

■制度の周知方法
有給の特別休暇と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を、全ての労働者が知ることができるよう、適切な方法で周知を行うことが必要です。
（例）・事業所の掲示や内閣に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する ・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

■休暇制度の整備と周知の時期
令和2年3月31日までに制度整備と周知が必要で、制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象です。

■欠勤などを、事後にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い
対象です。ただし、事後にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

支給申請の流れ

令和2年5月7日 令和4年4月1日 対象労働者の有給休暇延べ日数が合計20日に達した日 令和5年3月31日 申請期間

①制度整備 ②社内周知 ③休暇付与

「①制度整備」「②社内周知」「③休暇付与」後であっても、対象となります。

令和4年3月作成

＜群馬労働局の取組 トピックスコーナー＞

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

